シレイ２４１－２１７９

裁　決　書

[redacted]

審査請求人 [redacted]

[redacted]

上記代理人　弁護士 [redacted]

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成２３年１０月２８日に請求のあった[redacted]福祉事務所長（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第２４条第１項の規定による平成２３年８月３０日文書日付による平成２３年８月３日付け生活保護開始申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決します。

平成２４年３月１日

宮崎県知事　河野　俊嗣

主　文

本件処分を取り消す。

理　由

１　審査請求の趣旨及びその理由

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対して行った本件処分について取消しを求めるものであって、その理由は次のとおりである。

（１）生活保護においては、「世帯を単位としてその要否及び程度を定めるもの」（法第１０条本文）とされており、この場合の世帯の認定については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第１により「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とする」としている。従って、事実認定にあたっては、「同一の住居に居住し」、かつ「生計を一にしている」かどうか、さらに次官通知なお書の特別なケースとして許容されるかどうか、という点を慎重に検討しなければならない。

この点について、請求人は、本件処分時において既に請求人の夫と２年近く別居しており、全く生計を一にしていない。したがって、同一世帯の要件を欠いていることが明らかである。

では、なお書き以下の特別なケースといえるか。これは、居住者相互の関係が重要な目安となるところ、上述のとおり、請求人は、やむにやまれぬ理由により別居に至り夫の追跡と暴力を恐れて居所を秘匿しながら生活しており、婚姻関係が破綻していることが明らかである。当然ながら家事労働の分担もなく、光熱費や電話代、食費等の必要最低限の生活費も夫とは別に請求人が支払い、これらの消費財を購入し消費している。介護保険料や後期高齢者医療保険料等も請求人が自ら支払っている。夫は、代理人に対しては、請求人に対する不信感や罵詈雑言を並べ立てており、請求人との信頼関係が破綻していることが明らかであるが、「感情的に離婚には応じられない」と述べている。

これらに鑑みれば、同居も同一生計維持もないのになお同一世帯と認定すべき特別なケースとは到底認められず、請求人は夫と別世帯の単身者として保護されなければならない。

（２）婚姻費用分担は、離婚が成立するまでは当然に夫が配偶者に支払わなければならない、いわば法が強制する生活費の支払いである（民法（明治２９年法律第８９号）第７６０条）。しかも本件は、夫がなかなか支払おうとせず、家庭裁判所の審判によってようやく支払いを開始したものである。かかる夫の生活費の一部負担をもって、世帯が同一と判断することは余りにも安易であり、許されない。

夫は離婚に応じておらず、離婚に至るまでには手続を経なければならず、相当の期間が予想されるところである。請求人の生活費が、法に基づく最低生活費を下回っていることは、処分庁の調査担当者も認めているところである。生活ができない請求人は、夫の元に戻るしかないというのであろうか。

もし、夫が婚姻費用を負担していることをもって、生活保護が却下されることがまかり通るならば、本件も含め夫のＤＶによりやむにやまれず家を出て別居しひっそりと生活している女性が、生活のためにＤＶ加害者の夫のもとに戻らなければならなくなってしまう。ＤＶ被害者を保護しなければならない行政が、保護するどころか加害に荷担することになってしまうのである。不当性はあまりに明らかである。

（３）本件処分は、そもそも請求人が夫と同一世帯であるとした事実認定自体が誤りであり、夫の扶養調査や資産調査は請求人の生活保護の要否判断で重視されるべきでない。

本件処分が、「夫が生活保護を受ける意思がなく、扶養調査や資産調査等を拒否しており、必要な実態調査ができ」ず、「そのため、保護の要否判定ができず適切な保護の決定を行うことが困難であるため」、却下する、としている点はさらに不当である。離婚手続中の夫婦はたいがい婚姻関係が破綻しており、夫が別居した妻に悪感情を持っていることが多い。あるいはＤＶの加害者である夫は、たいがい自らを反省することなく、出て行った妻に戻ってきてほしいと切望し、いずれにしても、妻が生活保護を受給することを許さない。そこで本件のように、行政の扶養調査や資産調査を拒否することになる。そして仮に夫に扶養能力や資産が認められたとしても、最低限の婚姻費用さえ支払おうとしない夫が、妻の最低生活費を満たすだけの生活費を支払うことなど、およそ期待できないことは明らかである。

このような場合に、かかる夫の態度を根拠に別居した妻の生活保護が認められないことは極めて不当である。

（４）処分庁の調査担当者も十分認識しているとおり、請求人の生活は困窮している。

上述のとおり、請求人が現在使える生活費は、月に８万１７００円であり、行政が定めた最低生活費にすら全く足りない。しかも請求人は、[redacted]を患い[redacted]を行っているため声がほとんど出ず、月１回の通院が必要である。その他にも[redacted]等を患っており、これらの治療費の自己負担分だけでも相当な金額に上る。

実際にも、請求人は、家賃２０，０００円、光熱費約１０，０００円、電話代約６，０００円、介護保険料２，５００円、後期高齢者医療保険料４，２００円、医療費及び交通費約１０，０００円、カテーテルやガーゼ、精製水、消毒液等の医薬品代約７，０００円を支払っており、これだけで約６０，０００円がかかる。月の食費や日用品購入代、移動のための交通費等を２０，０００円余の中から、捻出しなければならないが、到底足りない。

請求人は、生活保護を却下され、やむなくさらに年金担保借入れで生活費を補ったが、ただでさえ最低生活費に足りない年金額の減額が継続する結果となり、困窮状態から抜け出せないままとなっている。

これでは到底、請求人が健康で文化的な人間らしい生活を送っているとは言い難い。にもかかわらず、請求人の生活保護の申請は却下されてしまい、請求人は現在も困窮の中にあり、離婚手続の継続にも困難が生じ始めている。

２　処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるというものであって、その理由は次のとおりである。

（１）請求人は、平成２１年９月に夫と居住していた市営住宅（以下「元住居」という。）から請求人の長女宅の近くにある市内の賃貸住宅（以下「前住居」という。）に転居したが、高額家賃であったため、平成２３年３月に現住所である市内の賃貸住宅（以下「現住居」という。）に転居している。いずれの居住地も夫の住む元住居から比較的近くにあり、特に現住居は、一般的に買物等の生活圏が重なるところである。

また、請求人への聞き取り調査によると、請求人は、平成２１年９月３０日に家を

出て、平成２２年２月から審判により婚姻費用分担金を口座振込にて受領しているが、平成２３年春には、夫と一緒に、異動する夫の主治医に挨拶に行き、別の日には、夫宅の部屋のカーテンを購入するため、夫と一緒に買物に出かけている。同年6月１５日には、夫の亡き母の命日で夫宅に行き、復縁の相談をしたり、夫から別居地を聞かれ電話番号を教えている。その後、請求人は、離婚調停の手続を取ってはいるが、請求人の夫への聞き取り調査では、夫は、この時以降当然復縁での話を進めようと考えており離婚に応じる気持ちはなく、生活保護を受ける意思もないことから、扶養調査や資産調査等は拒否している。

長期間別居している夫婦であれば、妻と夫を別世帯として生活保護を適用する場合があるが、前述のとおり請求人は、家を出てから２年間の間に、夫に会ったり、夫との復縁話の中で夫に転居先の電話番号を教えるなど交流が保たれている。このような状況では、婚姻関係が破綻しているとは認められず、夫と同一世帯に属していると認定できる。

（２）そもそも請求人が真にＤＶ被害者であるならば、夫に請求人宅の電話番号を教えたり、夫宅に度々行くことは理解し難く、わざわざ、夫の居所近くに住まなくても、請求人の出身地である北海道に住む姉や妹を頼って県外転出もできたはずである。また、請求人は、夫のＤＶの相談で宮崎県の女性相談所に行っているが、ＤＶの専門機関である同相談所においても一時保護不可と判断されていることから、ＤＶ被害が差し迫った状況にあるとは認めがたい。

（３）前述のとおり、請求人の状況から、請求人が夫と同一世帯と認定したものであり、世帯員である夫に対する扶養調査や資産等の調査を法第２８条第１項の規定により実施したところであるが、夫からその調査を拒否されたため、保護の要否判定ができず、適切な保護の決定を行うことが困難なので、同条第４項及び「生活保護の適正実施について」（昭和５６年１１月１７日社保第１２３号厚生省社会局保護課長・監査指導課長通知。以下「１２３号通知」という。）に基づき本件処分を行ったものである。この理由付けが不合理であるとは認められない。

（４）厚生労働省が定める請求人の最低生活費は、生活扶助が７２，３７０円、住宅扶助が２３，０００円で合計９５，３７０円となるが、比較して全く足りないという金額ではない。

ところで、請求人は、平成２２年９月に年金担保貸付利用により１６０，０００円の補聴器を購入したため、年金額が月額換算で１万円減額されている。

３　請求人の反論

処分庁の弁明に対する請求人の反論の趣旨は、処分庁の弁明は本件処分を正当化する理由となっていない、というものであり、その理由はそれぞれ次のとおりである。

（１）処分庁は、請求人が現在、「夫の追跡とさらなる暴力を恐れ、原居所を秘匿している」との主張を否認し、婚姻関係が破綻していた、との請求人の主張を争っている。そして、否認する理由は、

①２度転居した請求人の居住地が、いずれも夫の住所から比較的近くにあること。
②特に現住地は、一般的に買い物等の生活圏が重なること。
③現住所に住むようになってから、請求人が夫に、請求人の電話番号を教えたり、度々夫宅に戻ったりしていて交流があること。
というものである。

しかし、①については、距離は相対的なものでしかなく、同じ町内、自治会内でもなく、近いとはいえない。また、請求人は、通院の便宜や娘の子どもの面倒をみる便宜を考えて最初の転居先を選び、その後家賃の安いところを探し、通院の便宜を考えて現居住地を選んでいる。親族や通院の便宜を考えた際に、[redacted]市外に出るなどの遠方を選択肢に入れることはできなかったのである。

②については、夫の住所では、食料品や日曜品を購入するスーパーは[redacted]か[redacted]であったが、請求人の居住地では[redacted]であり、生活圏が重なるとは言えない。

③については、まず請求人は夫に請求人の電話番号を長らく隠していた。しかし平成２３年６月に入り、福祉事務所での生活保護申請も受理されず、郵便局での保険金担保貸付も受けられず、夫は離婚に応じず「戻ってきてほしい」の一点張りで、生活に困っていたところ、同年６月１５日、夫の弟が間に入って離婚の協議を行い、弟が夫に離婚を勧め、夫がこれに応じるかのようなことを言った。弟が帰った後、夫が「悪いことには使わない、電話番号を教えてくれんか。」と懇願するので、離婚の手続が進むかもしれないとの期待もあり、電話番号を教えたというものである。その後夫が聞いた電話番号を使ってしつこく電話をかけてくるとはその時点では思ってもみなかった。また電話番号は教えたが、居住地は一切教えていない。

また「夫宅に戻っている」というのは、家庭裁判所にて婚姻費用分担の審判が出たにもかかわらず当初夫の支払いが遅れたので生活のためやむなく夫宅まで取りに行ったことや、生活費がどうしても足りず借りるための申込みに行ったこと（断られた）、夫宅に置いて来た衣類等生活必需品をどうしても取りに行かねばならなかった数回を指すものである。請求人は、物を取りに行くときぐらい、できれば夫のいない間に取りに行きたかったが、婚姻費用分担調停の際家庭裁判所で調停員から、留守中に勝手に行ってはだめで何か取りに行くときには夫に連絡して夫がいるときに取りに行くように、と指示されたのである。取りに行ったものは、衣類の他、[redacted]をしている請求人の痰が固まらないようにするための加湿器の台や、胃を悪くしているので食物を食べやすいように砕くための小さなミキサーなどであり、いずれもどうしても請求人の生活に必要なものであり、夫宅から持ち出して請求人宅に移動させた、というものである。

これらの事情をもって、請求人と夫に「交流」があるので、婚姻関係は破綻していない、と評価するのは明らかに誤っている。婚姻関係が破綻した夫婦でも、何かの連絡のために連絡先を教えることはよくあることで、また、出て行った家に荷物を取りに戻ることもよくあることである。

この点について処分庁は、平成２３年７月１４日に夫から頻繁に電話がかかるようになり困っている、との請求人の訴えを聞いて、女性相談所を案内している。また、請求人が夫に現居所を秘匿していることは、夫への聞き取り調査などでもよく分かっているはずである。にもかかわらずこれを秘し、専ら形式的に、上述の電話連絡や夫

宅への行き来があることのみをとらえて、婚姻関係が破綻していると認められず現居所を秘匿しているとは認められない、などと判断しており、不当である。

（２）処分庁は、平成２１年９月３０日に家を出、平成２２年２月から審判により婚姻費用分担金を口座振込にて受領しているとしながら、以下の事情があるとして、「完全に夫婦関係が破綻している状況にはない」とする。

①平成２３年春、夫と一緒に、異動する夫の主治医に挨拶に行った

②夫宅の部屋のカーテンを購入するため一緒に買い物に行った

③平成２３年６月１５日に夫の亡母の命日で夫宅に行き、復縁の相談をしたり夫から別居地を聞かれて電話番号を教えている

これらの点のうち、①については、請求人が信頼していた先生で、夫婦で世話になっていたことから、夫が挨拶に行くというので一緒に行ったというものである。

②については、衣類か何かを夫宅へ取りに行った際、夫がカーテンを購入するのに数万円かかるという話をしたので、もっと安くで購入できること、余ったお金を少しでも請求人の生活費に回してもらいたいという気持ちがあって、買い方が分からないという夫についていったというものである。

③については、「復縁の相談」というのは夫側の立場に立った見方であり、請求人は「離婚の相談」に行ったのである。前述のとおり、夫の弟が間に入って、請求人ら夫婦の離婚の協議を行い、一旦は夫が離婚に応じる言動を見せたのである。請求人が電話番号を夫に伝えた経緯と理由は前述のとおりである。

重要なことは、これらが、代理人への離婚手続依頼の前であるという事実である。請求人は、平成２１年９月の別居後も、ことあるごとに夫から「戻ってきてほしい」と言われ続けたことから、決意して家を出たものの、正式に離婚手続に踏み切ることができないでいた。

しかしながら、平成２３年７月１４日には、夫からの執拗な電話で困って処分庁や女性相談所にも相談に行き、８月には代理人に相談して正式に離婚手続をとることを決意し、依頼しているのである。その後請求人は、夫と一切連絡をとっておらず、状況は大きく変わっている。

上記①から③までの事情があったとしても、夫婦関係の破綻状況は十分認められると考えるが、仮に百歩譲って①から③までの事情によりその時点ではまだ破綻とは認められなかったとしても、その後夫から執拗な電話がかかり、代理人に離婚手続を正規に依頼するなどの状況の変化があるのであるから、もはや請求人と夫とを同一世帯とみることは無理であり、破綻状況は明らかというべきである。

にもかかわらず、これを無理矢理「同一世帯」だと認定し、夫が調査拒否をしているから請求人の生活保護申請を却下するというのは、誠に筋が通らない話である。

（３）請求人が別居前に夫から暴力を受けた事実はあり、ＤＶ被害者の程度の問題である。保護命令が出るような被害者でなければＤＶ被害者でないと考える処分庁の弁明は、行政に携わる者として極めて了見が狭く不当である。

本件においては、請求人について、保護命令が発令されるような差し迫った危険の高いＤＶ被害者といっているわけではない。しかしながら、程度の差はあれ夫から暴力を受け、これ以上夫と一緒に生活することができないとして決意の上家を出る女性

は多い。ＤＶ被害者であれば皆「県外転出」するはずだ、と言わんばかりの弁明は、高齢の単身の女性が置かれた立場を全く分かっていないと言わざるを得ない。

また、処分庁は、女性相談所が一時保護不可と判断していることをもってＤＶが差し迫った状況にあるとは認めがたいとしている。女性相談所の一時保護は極めて緊急性の高い事案にしか適用されないものであるから、その意味でそれほどの差し迫った危険があるとはいえないことは間違いないが、逆に、それほどの差し迫った危険がない限り、何が何でも「同一世帯」を貫くことの不合理を省みるべきである。

（４）処分庁が挙げる法第１０条は、生活保護の実施を世帯を単位として行うとの原則が定められたものであるが、ただし書において、これによりがたいときに個人を単位として保護の要否及び程度を定めることができるとしている。したがって、同条項を、本件処分を正当化する理由とすべきでない。

また、同法第２８条は、保護の決定又は実施のために必要があるときに、要保護者の資産状況や健康状態その他の事項を調査等することができる旨定めるものである。本件において夫への調査ができないからといって、同条項を、本件処分を正当化する理由とすべきではない。

さらに１２３号通知は、暴力団関係者等による生活保護の不正受給事件が発生していることを受け、かかる不正受給防止を図り、一方で、真に生活に困窮する者に対して必要な保護を確保するために、留意すべき点を通知するものである。本件において請求人は、「真に生活に困窮する者」であるから、処分庁は「必要な保護を確保」しなければならないのであり、１２３号通知を、本件処分を正当化する理由とすべきでない。

（５）夫が資産等の調査を拒否した場合でも、他の方法によって調査できるはずである。真に保護が必要な者に保護を確保するためにも処分庁は努力しなければならない。にもかかわらず漫然と夫の調査拒否の態度を受け入れる処分庁の弁明は、生活保護申請を却下するための言い訳に過ぎず、到底受け入れられるものではない。

（６）そもそも請求人は、家庭裁判所に婚姻費用分担請求調停の申立てを行い、夫は資産や収入調査を受け、審判を受けて、月々の婚姻費用を請求人に支払っているのである。その夫から支払われる婚姻費用をもってしても、最低生活費に明らかに足りないのであるから、「夫の資産等の調査ができないから生活保護決定ができない」というのは不合理というほかない。

（７）処分庁は、請求人の生活費が月約８１，７００円で、最低生活費は９５，３７０円であるとして、「全く足りないという金額ではない」と述べるが、暴論である。まずもって、これだけでも１４，０００円近く足りない上、請求人が支出の中で相対的に医療費が多く占めている事実を無視している。医療費を除けば、請求人が使える生活費はさらに少ない金額となっているのである。これでは、請求人は、到底憲法が定める最低限度の生活を営んでいるとは到底言えない。

また、処分庁の弁明は、あたかも請求人が補聴器を購入したから年金の手取りが少なくなったと言わんばかりであるが、[redacted]を患い耳を悪くしている請求人にとっ

て、補聴器は人間として当たり前の生活を送る上で必要不可欠の装置であって、購入したことについて何ら責められるべきではない。

4　審査庁の判断

（1）認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

ア　請求人は、平成２１年９月３０日に元住居から前住居に転居し、夫との別居を開始したこと。

イ　請求人は、平成２１年１０月２７日に、宮崎家庭裁判所に婚姻費用分担に関する調停を申し立てたが、同調停は、平成２１年１２月４日、合意が成立する見込がないとして不成立となったこと。

ウ　夫は、請求人に対し、平成２１年１０月３０日に８４，２００円を、同年１２月１５日に９４，２５０円を、平成２２年２月１６日に３０，０００円をそれぞれ支払っていること。

エ　平成２２年３月２日の宮崎家庭裁判所による審判（以下「本件審判」という。）を受け、夫は、請求人に対し、平成２１年１０月分から平成２２年３月分までの婚姻費用分担金から上記ウの既払金を控除した額１０９，５５０円を、平成２２年４月から偶数月ごとに２か月あたり１０６，０００円（１か月あたり５３，０００円）をそれぞれ支払っていること。

オ　請求人は、平成２３年３月１日に前住居から現住居に転居していること。

カ　請求人は、平成２３年春、夫とともに異動する夫の主治医への挨拶に行っていること。また、別の日には、夫宅の部屋のカーテン購入のため、夫と一緒に買い物に行っていること。

キ　請求人は、平成２３年６月１５日に、夫宅にて夫と復縁又は離婚のいずれかについての協議をしていること。また、この時に請求人は夫に電話番号を教えていること。

ク　請求人は、平成２３年７月１４日に、処分庁を訪問し、夫に電話番号を教えた後、夫から頻繁に電話がかかってくるようになり困っている旨を相談していること。これに対し、処分庁は請求人に女性相談所を案内していること。

ケ　請求人は、平成２３年８月３日に、処分庁に生活保護開始申請をしていること。また、その際、女性相談所の一時保護は不可であった旨を報告していること。

コ　請求人は、平成２３年８月８日に、代理人との間で夫の離婚に係る示談・交渉、調停についての委任契約を締結していること。

サ　処分庁は、平成２３年８月１５日に、請求人から上記コの事実を聞いたこと。

シ　代理人は、平成２３年８月１９日付けの文書により、夫に対し、請求人から離婚に係る話し合い及び手続の一切を受任した旨を連絡していること。

ス　請求人は、前住居及び現住居の入居中に係る家賃並びに前住居で使用したガス、水道及び固定電話の料金並びに現住居で使用した電気、ガス、水道及び固定電話の料金をすべて支払っていること。

セ　処分庁は、請求人に対し、平成２３年８月３日付けで本件処分を行い、平成２３年８月３０日文書日付による決定通知書でこれを通知していること。本件処分に係

る決定通知書の決定理由には次のとおり記載されていること。

「調査の結果、現在夫婦は別居中で、保護申請後に主が弁護士を通じ離婚手続きを進めているものの、婚姻扶養分担金の授受がなされているなど、婚姻関係が継続されている状態である。したがって主は夫との同一世帯に属していると判断されるため、法第１０条を適用する。

しかし、夫には生活保護を受ける意思が無く、扶養調査や資産調査等を拒否しており、必要な実態調査ができない。そのため、保護の要否判定ができず適切な保護の決定を行うことが困難であるため、法第２８条により生活保護を却下する（昭和５６年１１月１７日社保第１２３号厚生労働省通知、生活保護法第２８条）」

（２）審査請求の理由（１）及び（２）並びに反論の理由（１）及び（２）について

法第１０条の規定により、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるもの」とされている。各個人の経済的な生活は通常世帯を単位として営まれており、保護を必要とする生活困窮という事態は、世帯全体を観察してはじめて把握される現象であるという社会通念に基づき、このような世帯単位の原則が定められているものであるが、ここでいう「世帯」とは、主に生計の同一性に着目して、社会生活上、現に家計を共同にして消費生活を営んでいると認められるひとつの単位をさすと解されている。

法における世帯の認定にあたっては、次官通知第１により、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること」とされている。これは、生計を一にしているか否かの認定が主として事実認定の問題であるところから、比較的事実認定が容易な同一居住という目安をあわせて用いることとしたものであり、このような目安としては、他に重要なものとして居住者相互の関係（親族関係の有無、濃密性等）が挙げられている。

そして、夫婦である場合の世帯認定の取扱いについては、「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１－１の答により、「法における世帯の認定にあたって、夫婦は原則として同一世帯に属していると判断されるが、夫婦であっても（中略）夫婦関係の解体が明白である場合には、世帯を異にしていると判断すべきものと考えられる」とされている。

また、裁判例によれば、夫婦が協議離婚した場合でも、事実上、離婚前と同様の状態において前妻と同一住居に居住し生計を共にしていたものと認められる場合は、離婚後もなお、同一世帯を構成していたものとされる（昭和３８年４月２６日東京地裁判決）一方、法律上の夫婦であっても、既に生計及び居住の同一性をいずれも失っている場合は、世帯が同一であるということはできないとされている（昭和４７年１２月２５日東京地裁判決）。先に述べたとおり、法による生活保護制度上の「世帯」は、居住を一にし、生計を一にしているという生活の実態に着目していることから、法律上の夫婦関係にあるかどうかと世帯が同一であるかどうかは必ずしも一致するものではなく、実態としての夫婦関係に着目して世帯の同一性を判断することとなる。

なお、次官通知第１なお書により、「居住を一にしていないが、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様（同一世帯）とすること。」とされている。これは、同一居住は同一生計の判定の上で重要ではあるが、ひとつの目安であるにすぎ

ないから、同一の住居に居住していなくても、それが一時的なものであって一定の時期が到来すれば、再び他の世帯員の居住する住居に帰来して生活することが予定されているような場合は、居住を異にしても同一の生計を営んでいるものであり、社会生活上同一世帯と認定することが適当と判断されるからであるが、具体的には、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第１－１の（１）から（７）まで列挙されているところである。これらは限定列挙と考えられるから、これらに該当する場合に限り、次官通知第１なお書により同一世帯であると認定され、該当しない場合は、別世帯と判断されることになる。

これを本件処分についてみると、前記（１）の認定事実ア、オ及びスのとおり、請求人は平成２１年９月から夫との別居を開始し、約１年１１か月の間、夫と居住を別にして生活していたことが認められる。

したがって、同一の住居に居住していない請求人と夫が同一世帯に属しているかどうかは、局長通知第１－１の（１）から（７）まで列挙される「居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合」に該当するかどうかということになる。

ところで、局長通知第１－１の（１）から（７）までに列挙されているのは、次の①から⑦までである。

①出かせぎしている場合

②子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合

③夫婦間又は親の未成熟の子に対する関係にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合

④行商又は勤務等の関係上、子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合

⑤病気治療のため病院等に入院又は入所（中略）している場合

⑥職業能力開発校、国立光明寮等に入所している場合

⑦その他①から⑥までのいずれかと同様の状態にある場合

上記①から⑦までのうち、請求人及び夫が①から⑥までに該当しないことは明らかであるから、検討すべきは残る⑦に該当するかどうかについてであるが、請求人と夫が「その他①から⑥までのいずれかと同様の状態にある場合」というためには、それが「やむを得ない事由により同一の住居に居住していないが、それが一時的なものであって、一定の時期が到来すれば、再び他の世帯員の居住する住居に帰来して生活することが予定されている」状態と同視しうるものでなければならないのであって、これを別居中の夫婦に当てはめてみれば、少なくとも夫婦の一方が、いずれ相手方の元に帰来することがある程度期待されるものでなければならないと言える。

これを本件処分についてみると、前述のとおり、請求人は約１年１１か月の間夫との別居を継続しており、前記（１）の認定事実コのとおり、代理人との間で夫の離婚に係る示談・交渉、調停についての委任契約を締結し、前記（１）の認定事実サ及びシのとおり、当該事実を処分庁及び夫に伝えていることが認められる。

請求人の離婚の意思があることのみをもって直ちに「他の世帯員の居住する住居に帰来して生活することが予定されない」と判断することには慎重でなければならないが、離婚の意思表示が２年弱の別居期間を経てのものであり、また、離婚に向けての手続を行って当該意思を明確なものにしているという事実をふまえれば、請求人が夫

の元に帰来することはもはや期待できないと判断するのが相当であるから、本件処分時点における請求人と夫の状況は局長通知第１－１－（７）に該当せず、夫婦関係の解体が明白になったものと判断される。

これに対し、 処分庁は、請求人の現住居が夫の住居から比較的近くにあること、別居後も度々夫宅に戻ったり電話番号を教えるなどして交流があること及び夫は離婚に応じる気持ちはないことから、請求人と夫の婚姻関係がまだ破綻していないと主張する。しかしながら、請求人と夫双方の住居が同一敷地に隣接し、電気、水道等の日常生活用設備を共用している事実があるのならともかく、単に比較的近距離にあること自体が住居の同一性、生計の同一性についての判断を左右するものとならないことは明白である。また、前記（１）の認定事実カ及びキのとおり、夫宅への出入り等の交流は認められることから、その時点において、請求人がいずれ夫の元に帰来することがある程度期待されたかどうか、ひいては夫婦関係の解体が明白であったかどうかの判断を左右することはあり得るが、これらはいずれも平成２３年８月に請求人が離婚の意思を明示する以前に認められた事実であり、請求人が離婚の意思を明示した後にこれと同様の状況を示す事実は認められない。さらに、夫婦の一方が離婚の意思を明示し、他の要素も勘案して夫婦関係の解体が明白であると判断される場合は、相手方に離婚の意思がなくとも世帯を異にすると判断されるのであり、「夫が離婚に応ずる気持ちがない限り、夫婦関係の解体が明白でない」と判断されるものではない。したがって、処分庁の上記主張はいずれも採用することができない。

なお、前記（１）の認定事実エのとおり、本件審判を受け、夫は請求人に対し、婚姻費用分担金の支払を行っていることが認められるが、前記（１）の認定事実セのとおり、処分庁は本件処分において、当該事実を婚姻が継続されている状態であるとする根拠の１つとし、請求人と夫が同一世帯に属していると判断していることから、この点についても判断する。

夫婦の一方が他方へ生活費を請求する場合、民法第７６０条の規定による婚姻費用分担義務又は同法第７５２条の規定による扶助義務（夫婦間の扶養義務）を根拠として行われるが、この両義務については、いずれも生活保持義務であり、両者は概念的には異なるとしても、原則として本質的には異なるものではないとされている。また、家事審判手続上、前者は家事審判法（昭和２２年法律第１５２号）第９条第１項乙類３号審判、後者は１号審判の対象とされているが、夫婦の一方が他方に対して行う生活費の請求に関しては、専ら婚姻費用分担審判により処理されているのが実情である。そして、婚姻費用の分担は本来、夫婦が健全な婚姻共同生活を維持していることを前提とするものであるが、婚姻が事実上破綻した状態で別居する夫婦間においても、婚姻費用分担請求の申立ては許されるとされている。

さらに、本件審判は平成２２年３月に行われたものであり、それから既に１年半近くが経過し、前述のとおり請求人と夫の別居期間が長期化するなど夫婦関係をとりまく状況が変化していることも合わせて鑑みれば、当該事実をもって請求人と夫に係る夫婦としての親族関係の濃密性を積極的に評価することはできない。したがって、当該事実は、請求人と夫を同一世帯として認定する決定的な要素とはならない。

以上のとおり、本件処分時点において、請求人と夫は既に夫婦関係の解体が明白であると判断され、当該判断を左右する事実も認められないから、請求人を単身世帯として保護の要否を判断すべきところ、処分庁は請求人と夫は同一世帯に属すると判断

して本件処分を行っているから、本件処分は不当と言わざるを得ない。

（３）結論

前記（２）のとおり、本件処分は不当であり、本件審査請求については理由があると認められるから、その余を判断するまでもなく、本件処分は取消しを免れない。よって、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第４０条第３項の規定により、主文のとおり裁決する。

（教　示）

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して３０日以内に厚生労働大臣に再審査請求をすることができる。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、この裁決の前提となる本件処分について、処分の取消しの訴えを処分庁を被告として提起することができる。なお、この裁決の取消しの訴えを宮崎県を被告として（被告の代表者は宮崎県知事となる。）提起することができる。